

社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員（常勤）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

3 法人職員を兼務する役員に対しては無報酬とする。

(手 当)

第3条 役員（常勤）には、前条に定める報酬のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、賞与及び退職手当を支給する。

2 各種手当は、熊本市社会福祉事業団職員給与規程を準用する。

3 賞与は、業績反映とし、前年度決算額が良好な場合に支給するものとし、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

4 賞与の額は、熊本市社会福祉事業団職員再雇用就業規則に準じ、報酬基礎額に支給率を乗じた額とする。また、賞与の額は、基準日における在職期間に応じて別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

5 退職手当は、職員が加入する独立行政法人退職医療機構（以下「医療機構」という。）の被共済職員とみなし、医療機構と同様の算出方法により算定した額を支給する。

(支給方法)

第4条 前2条に定める報酬及び手当の支給方法については、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団職員給与規程の例による。ただし、事業団から報酬を受けている役員には、これを支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員が、法人の用務のため出張するときは、その出張に要する費用を弁償する。

2 役員の費用弁償の額は、別表第3に定める額とし、その支給方法については、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団旅費規程の例による。

3 役員及び評議員が決算監査及び法人の事業執行のため必要な会議等に出席したときは、費用弁償として日額5,000円を支給する。ただし、法人から報酬を受けている役員には、これを支給しない。

4 前項本文の費用弁償は、当該職務の終了後に支給する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し、定めのない部分については理事会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年6月13日から施行する。

別表第1

区 分	報 酬 月 額
理 事 長	280,000円
常 務 理 事	265,000円

別表第2

在 職 期 間	割 合
基 準 日	
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

別表第3

役 職 名	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
役 員	2,600円	13,100円